

販売代理店規程

第1条 総則

本規程は、株式会社環境保全研究所（以下「当社」）の化粧品、健康食品である「トリニティーゼット」の名称を付した各種シリーズ製品、その他当社が取り扱う製品（以下「本製品」）の販売等に関わる諸条件を定めたものであり、再販者向け契約書「販売代理店契約書」の内容とあわせて、同意いただくものです。

第2条 属するグループについて

既存販売代理店である勧誘者（以下、「上位店」）は、勧誘の後に販売代理店契約を締結することとなった者（以下、「契約者」）を、自身の販売先（愛用者、小売が認められた愛用者、再販者を総称し、以下、「販売先」）とします。上位店及び契約者は共通の全国販社のグループに属します。全国販社は、契約者及び上位店のほか、販売先を多数有する販売代理店の最上位に位置し、適切な販売が行われるよう、販売に関わる方針や情報を販売先に通達、販売先を統括する役割を担います。

第3条 契約ランクに応じた契約金、卸掛け率

販売代理店には契約ランクがあり、本製品の卸価格が異なります。契約ランクには、契約金のほか、実績等の満たすべき契約条件が定められています。詳細は第9条の表1、表2、表3にて確認できます。契約者は、契約することとなった契約ランクに応じた契約金を、当社が指定する口座（基本、契約者の上位店の口座となります）に一括払いにて納めます。契約者は、2022年5月以前の、別途、本製品に関わる販売代理店契約が存在し、かつそれに伴う契約者の預託保証金がある場合、その預託保証金を当契約金に充当することができます。又、契約者は、2022年6月以降の、別途、同一の上位店との間に、本製品に関わる販売代理店契約が存在し、かつそれに伴う契約者の支払い済契約金額がある場合、それに不足額を積み増し、契約金として納めることができます。詳細は第9条にて確認できます。契約者が当契約に支払う契約金の額は、事前に上位店と契約者間で情報共有を行い合意するものとします。契約ランクに応じた契約金は次の表のとおりです。

卸掛け率とは、契約ランクごとの本製品の卸価格です。契約ランクに応じた表中の数字（%）と当社の希望小売価格をかけた金額にて（一部キャンペーン等を除く）、本製品を仕入れることができます。

契約ランク「有店舗特約B」「有店舗特約A」は、2023年12月6日から受付開始となります。

契約ランク	契約金（円）（税込）	卸掛け率（%）
法人取扱店 B、有店舗特約 B	30 万円	65
法人取扱店 A、有店舗特約 A	50 万円	55
法人特約店	100 万円	45
法人卸売店	200 万円	40
全国販社	500 万円	35

第4条 契約時に必要な提出物と期限

契約者は、契約手続きが完了したあと、次の【提出物】を、契約手続き完了時に発行される契約番号と契約者氏名を添えて、後述の【送り先】宛に送付します。後日、当社のこれら提出物の確認と承認を経て、契約者は当社が提供する業務代行クラウドシステム（以下、「代行システム」）を利用し本製品の取引等ができるようになります。承認が終わらない状態で申込日から1ヶ月以上経過した場合、申込はキャンセルとなり、契約者が上位店に支払った当契約用の契約金は、速やかに契約者に返金されます。

【提出物】法人向け契約種：法人取扱店 B、法人取扱店 A、法人特約店、法人卸売店、全国販社

1)法人格の証：登記事項証明書原本3ヶ月内の原本（紙）又はコピーを、データ、又は紙で提出。

2)法人代表の証：次のうちどれか1つ、コピーを、データ、又は紙で提出。

- ・運転免許証又は運転経歴証明書：表面、裏面があれば両方
- ・各種健康保険証：名前・生年月日・住所記載面の部分
- ・パスポート：写真及び住所のページ
- ・住民票又は印鑑登録証明書：発行日より6ヵ月以内、発行日、公印があるもの。個人番号部分は黒塗りにて
- ・個人番号カードの表面：個人番号部分は不要

3)契約金振込の証：契約金振込の場合、別途指定の口座宛に、一括にて振込の後、その振込明細書やネットバンキング画面のキャプチャを、データ、又は紙で提出。

《送り先》〒407-0301 山梨県北杜市高根町清里 3545-5896 株式会社環境保全研究所 契約担当宛

メール送付先アドレス：contract@kankyo-hozen.com

【提出物】個人向け契約種：有店舗特約 B、有店舗特約 A

1)契約者店舗が、固定的設備を伴い、実際に商いが行われていることが明らかとなる店内写真。例えば、販売店であれば商品が陳列されレジ等があるもの、ヘアサロンであれば鏡やセッティングチェア等が配されサービスが提供されているとわかるもの。データ、又は紙で提出。

2)契約者店舗にて本製品が陳列され販売されていることがわかる店内写真。あるいは、これから本製品を陳列するためのスペースを確保していることが分かる店内写真。データ、又は紙で提出。

3)契約者店舗の外観写真。外観が店舗と分かりにくい場合、契約者店舗の看板が掲示されていることを確認できる写真。データ、又は紙で提出。

4)上記1)2)の位置が確認できる、契約者店舗の間取り図。データ、又は紙で提出。

5)店舗屋号を有し、事業の営業実績があることを確認できる証明書として、確定申告書の第1表。この証明書には、屋号と契約者氏名の記載があり、契約申込時の屋号と契約者名と一致していることが条件。このコピーを、データ、又は、紙で提出。もし、この証明書に屋号の記載がないが契約者氏名の記載があり、契約申込時の契約者名と一致している場合、このコピーに加えて、別途、屋号の記載がある開業届け、又は、営業許可書のコピーを、データ、又は、紙で提出。開業1年目で、確定申告書がない方の場合は、キャッシュレス決済の売上実績データや弥生会計等の会計ソフトからの出力データで、売上がわかるデジタル情報を、データ、又は、紙で提出。

6)契約者の証：次のうちどれか1つ、コピーを、データ、又は紙で提出。

- ・運転免許証又は運転経歴証明書：表面、裏面があれば両方
- ・各種健康保険証：名前・生年月日・住所記載面の部分
- ・パスポート：写真及び住所のページ
- ・住民票又は印鑑登録証明書：発行日より6ヵ月以内、発行日、公印があるもの。個人番号部分は黒塗りにて
- ・個人番号カードの表面：個人番号部分は不要

7)契約金振込の証：契約金振込の場合、別途指定の口座宛に、一括にて振込の後、その振込明細書やネットバンキング画面のキャプチャを、データ、又は紙で提出。

《送り先》〒407-0301 山梨県北杜市高根町清里 3545-5896 株式会社環境保全研究所 契約担当宛

メール送付先アドレス：contract@kankyo-hozen.com

第5条 販売方法、支払い方法

1. 販売代理店は、当社と全国販社が事前に合意済の、全国販社が示す方針と指導のもと、代行システムを通じ本製品の取引等を行います。

2. 代行システム上において、上位店は、契約者の仕入先に設定されます。上位店や属するグループ等に変更がある場合、上位店及び仕入先は変更されます。
3. 本製品仕入れ時の支払い方法は、代金引換、又は掛売が選択できます。支払い方法は上位店に相談の上変更することができます。クレジットカードは、契約ランクが法人取扱店 B、又は法人取扱店 A、又は有店舗特約 A、又は有店舗特約 B、かつ、上位店がクレジットカードサービスに対応している場合のみ利用可能で、代行システムを通じた本製品注文時に選択できます。
4. 販売代理店は、本製品について十分に理解し、本製品についての正しい情報や知識を消費者へ紹介し、勧誘できます。次の禁止事項は販売代理店契約解除後も有効です。公務員法により兼業が禁止される公務員は、一般、愛用者登録、又は愛用者特約の契約のみ申込が可能です。
 - ・ 公務員、日本国外在住者、20 歳未満、学生を勧誘する行為
 - ・ 上位店等の許可なく zoom や X (旧 Twitter) などの SNS を用いた勧誘を行う行為
 - ・ インターネット販売など対面以外で本製品販売を行う行為
 - ・ 他社商品や他社契約の勧誘・販売等を行う行為
 - ・ 公序良俗に反する行為、第三者への迷惑行為、権利侵害行為、不当な販売行為
5. 販売代理店は、薬機法、個人情報保護法、特定商取引法などの法令、行政指導を守り活動し、不明点等は、自身の上位店に相談し解決に務めます。

第6条 代行システムについて

1. 代行システムは、本製品の注文を受け、本製品を当社倉庫から出荷し、注文時に指定された日時及び届け先に本製品を配達し、決済までを担います。具体的には次に記載の内容が実行できます。
 - (ア) 本製品を仕入れ、代行システム上を通じて、販売先に販売する。
 - (イ) 本製品を仕入れ、自身で消費、又は自身のサロンや講習会等で直接小売する。
 - (ウ) 販売先の依頼により、当人に代わって本製品を注文し配送を手配する。
 - (エ) 毎月の本製品の取引に関わる納品書及び請求書を PDF ファイルにて入手する。
 - (オ) 毎月の本製品購入額、販売先への販売額、販売に関わり発生した代金引換手数料や印紙代、業務代行料、消費税などの明細、それらを精算した金額が記された「還元額計算書」を PDF ファイルにて入手する。
 - (カ) 代行システムの仕様、ルール等を、代行システム内ヘルプや当社ウェブサイトや代行システムの利用規約にて確認する。
2. 還元額計算書にて通知される毎月の購入代金の支払い、販売利益の振込について。
 - (ア) 販売代理店は、毎月末締めにて精算された一ヶ月の商取引の結果詳細を、翌月第一週に入手できます。第一週の具体的な公開日は代行システムログイン時に掲示される案内にて事前に確認できます。
 - (イ) 販売代理店の利益金額は、還元額計算書上において、還元差引額がプラスの金額として記載されます。販売代理店が申請した口座宛に、毎月 25 日（金融機関休業日の場合は前営業日）に、当社が当利益金額を振り込みます。振込手数料は、販売代理店の負担です。
 - (ウ) 販売代理店の債務金額は、還元額計算書上において、還元差引額がマイナスの金額として記載されます。販売代理店は、還元額計算書面に記載の、販売代理店ごとに指定される専用口座に、毎月 15 日（金融機関休業日の場合は前営業日）までに当債務金額を支払います。振込手数料は販売代理店の負担です。
 - (エ) 販売事業部の設置と手数料について。契約ランク法人特約店以上は、販売事業部の設置を選択できます。販売事業部に属する販売先にはクレジットカード決済、ポイントサービスを提供でき、販売先のコミュニティ醸成など販売促進の場として活用できます。販売事業部設置には、一月あたりの販売事業部の本製品購入額、それに関わり発生した配送料、コレクト手数料、印紙代相当、消費税の総額に対する 2% が、活性化代行料として、販売事業部設置者の利益金額から差し引かれます。金額は、毎月の還元額計

算書にて確認できます。

(オ) 代行システム利用に関わる手数料について。販売代理店は、代行システムの毎月の利用に応じた手数料である業務代行料を支払う必要があります。当手数料は、一月あたりの販売代理店の本製品購入額、それに関わり発生した配送料、コレクト手数料、印紙代相当、消費税の総額に対し、販売代理店の契約ランクごとに設定された手数料率をかけて算出し、販売代理店の利益金額から差し引かれます。金額は、毎月の還元額計算書にて確認できます。契約ランクごとの業務代行料の手数料は次のとおりです。

契約ランク	手数料率 (%)
法人取扱店 B、有店舗特約 B	0.1
法人取扱店 A、有店舗特約 A	0.2
法人特約店	0.3
法人卸売店	0.4
全国販社	0.6

第7条 自身の販売先に対する責任

1. 販売先が、クーリング・オフ、又は購入本製品配達時の拒否、又は良品の受取後返品を行った場合、販売先の契約ランクを確認し、クーリング・オフが適用される特約 A、特約 B、店舗登録、愛用者特約はクーリング・オフの申し出を受けた日と契約日を確認の後、クーリング・オフ適用であれば、速やかに当社にメールや電話等にて報告します。本製品の返品対応と本製品の返金は当社が、契約金においては契約金を受領した者が契約金を返金します。クーリング・オフ用メールアドレスは「contract@kankyo-hozen.com」です。なお、クーリング・オフ制度は法人には適用されません。クーリング・オフ適用外で、販売先が商品を受け取らず返品となった場合、販売者、又は、その上位店（販売事業部等）、又は、属する全国販社がこれを引き取り、これに関わる送料等の費用を負担します。その他、クーリング・オフ適用外においては、販売先の操作ミス等の事情を鑑み、必要に応じて自身の上位店に相談し、クレームに至らないよう真摯に対応します。
2. 販売先自ら代行システムを利用し購入等ができるよう、指導し支援します。
3. 販売先が届け出済の氏名、住所、連絡先、メールアドレス、口座情報等に変更があれば、速やかに上位店にその旨を連絡し、代行システム等の登録情報の変更を行います。
4. 本製品についての正しい情報や知識、規約等の変更、その他重要案内があれば正確に速やかにそれら伝え、販売先の相談に応えます。
5. 販売先の依頼により、当人に代わって本製品を注文し配送を手配します。
6. 販売先の還元額計算書を閲覧し、未払い金がある場合、支払いを促します。販売先の支払いが滞り、回収が困難と見える場合、自身の上位店に相談の上、当社に代行システムを用いた本製品注文や代行システムの利用停止を申し出ることができます。又、未使用本製品の回収など未回収金圧縮のための努力を行います。

第8条 上位店の変更

販売代理店の上位店の解約や契約ランクダウン、もしくは、販売代理店自らのランクアップにより、販売代理店と上位店の契約ランクが同一か逆転となる場合、販売代理店契約が 2022 年 5 月以前（上位店と販売代理店間で契約が締結されている場合）に限り、販売代理店、上位店、上位店の上位と、3 者間の契約譲渡契約を結び、上位店の権利義務等を上位店の上位に譲渡します。2022 年 6 月以降の販売代理店契約においては、契約書は変更なく有効です。上位店の変更があっても、販売代理店の権利義務等に変更はなく、変わらず活動することができます。

ます。上位店の変更により、販売代理店が新たな販売先を得た場合には、販売代理店は当販売先に対し、担当者（上位店）変更を通知し、以降、前条の責任を担います。

第9条 契約ランク種及び契約ランク変更（ランクアップ、ランクダウン）

すべての契約ランクの契約者は、現契約から他の契約ランクに変更することができます。その場合、表中の契約条件を満たす必要があります。但し、公務員法により兼業が禁止される公務員は、一般、愛用者登録、又は愛用者特約以外に変更できません。

1. 販売代理店は、自身の販売先から契約変更の相談、申し出があった場合、販売先に表1、表2、表3の契約条件を伝え支援します。
2. 愛用者、又は小売可の愛用者の契約者が、再販者契約ランクへ変更を希望する場合、法人取扱店B、又は有店舗特約Bが選択できます。
3. 再販者が契約ランクアップを希望する場合、表2の契約条件を満たす必要があります。又、2022年5月以前の既販売代理店契約種、総代理店以上が新契約種の同ランクへ契約変更を希望する場合、ランクアップと同扱いとなり、表2の契約条件を満たす必要があります。
4. 再販者が条件を満たしランクアップを決定した場合、かつ、属するグループが変わらない場合、2022年5月以前の既販売代理店契約において預託保証金があれば、その預託保証金を当契約金に充当することができます。又、属するグループが変わらずランクアップする場合に限り、既販売代理店にて納金済の契約金（保証金満額の10%）相当が、ランクアップの契約金から割引されます。再販者が条件を満たしランクアップを決定した場合、かつ、ランクアップと同時に別の全国販社に属する者などを上位店として契約を希望する場合、2022年5月以前の既販売代理店契約を解約し、当契約に預託保証金があれば当契約に基づき必要な清算を済ませた残額を返金します。ランクアップ時の手続き詳細は、既販売代理店契約の上位店、又は、全国販社経由でお知らせします。
5. 再販者が条件を満たしランクアップを決定した場合、2022年6月以降の既販売代理店契約において支払い済契約金があり、かつ、ランクアップ時に現上位店が変わらない場合、支払い済契約金額に不足額を積み増し、契約金として納めることができます。ランクアップすると現上位店と同契約ランクになる場合で、現上位店が同時にランクアップできないとき、前条の上位店の変更を行うこととなりますが、この場合でも、支払い済契約金額に不足額を積み増し、契約金として納めることができます。但し、全国販社へランクアップする場合、及び、属するグループが変更となる場合、支払い済契約金額に不足額を積み増すことはできません。
6. 現契約から下の契約ランクへランクダウンを希望する場合、満たすべき契約条件はなく、いつでも変更できます。支払い済の契約金は返金されません。ランクダウンすると、自身の契約ランクと同等、又は自身以上の契約ランクとなる販売先が存在する場合、それら販売先は、ランクダウンと同時に自身が属する同グループの上位店の販売先に変更されます、その他の変更はありません。

《表1》契約ランクについて

定義	契約ランク名	契約金 (円)(税込)	契約条件	メーカー小売希望価格 に対する卸掛け率(%)
愛用者 (本人利用のみ)	一般	なし	なし	100
	愛用者登録	なし	なし	90
	愛用者特約	3万円	契約金	80
小売可の愛用者	店舗登録	なし	店舗、又は法人格の証の提出	80

(本人利用&自サロン等直接小売可)	特約 B	10 万円	契約金	70
	特約 A	20 万円	契約金	65
再販者・法人向け (本人利用&自サロン等直接小売可&勧誘した自身の販売先への販売可)	法人取扱店 B	30 万円	法人格の証の提出、契約金	65
	法人取扱店 A	50 万円	法人格の証の提出、契約金、契約	55
	法人特約店	100 万円	ランク毎に定められた実績等の	45
	法人卸売店	200 万円	ランクアップ条件、	40
	全国販社	500 万円	現契約が再販者に限る。	35
再販者・個人向け (本人利用&自サロン等直接小売可&勧誘した自身の販売先への販売可)	有店舗特約 B	30 万円	有店舗個人の証の提出、契約金	65
	有店舗特約 A	50 万円	有店舗個人の証の提出、契約金、 契約ランク毎に定められた実績 等のランクアップ条件、 現契約が再販者に限る。	55

《表 2》再販者の契約ランクアップ条件

変更希望先(再販者) 契約ランク名	契約金(円)(税込)	ランクアップ条件
法人取扱店 B 有店舗特約 B	30 万円	・現契約ランクは問わない。新規契約も可。
法人取扱店 A 有店舗特約 A	50 万円	・現契約が「法人取扱店 B」又は、「有店舗特約 B」又は、旧契約「代理店」である。 ・自身の販売先の次の契約種：「愛用者特約」「店舗登録」「特約 B」の契約数が合計 10 件以上ある。 ・直近 3 ヶ月間の商品購入額（税抜）累計が 100 万円以上ある（自身の購入額を含む）
法人特約店	100 万円	・現契約が「法人取扱店 A」又は、「有店舗特約 A」又は、旧契約「総代理店」である。 ・自身の販売先の次の契約種：「愛用者特約」「店舗登録」「特約 B」「特約 A」「法人取扱店 B」「有店舗特約 B」「代理店」の契約数が合計 20 件以上ある。 ・直近 3 ヶ月間の商品購入額（税抜）累計が 150 万円以上ある（自身の購入額を含む）。
法人卸売店	200 万円	・現契約が「法人特約店」又は、旧契約「販社」である。 ・自身の販売先の次の契約種：「愛用者特約」「店舗登録」「特約 B」「特約 A」「法人取扱店 B」「有店舗特約 B」「法人取扱店 A」「有店舗特約 A」「代理店」「総代理店」の契約数が合計 30 件以上ある。 ・直近 3 ヶ月間の商品購入額（税抜）累計が 250 万円以上ある（自身の購入額を含む）。
全国販社	500 万円	・現契約が「法人卸売店」又は、旧契約「スーパー販社」である。 ・自身の販売先の次の契約種：「愛用者特約」「店舗登録」「特約 B」「特約 A」「法人取扱店 B」「有店舗特約 B」「法人取扱店 A」「有店舗特約 A」「法人特

		約店」「代理店」「総代理店」「販社」「塾生販社」「外部営業マン」の契約数が合計 40 件以上ある。 ・直近 3 ヶ月間の商品購入額（税抜）累計が 500 万円以上ある（自身の購入額を含む）。
--	--	--

《表 3》 個人向け、法人向けの契約ランク

個人向け		法人向け	UP 条 件 あ り
		全国販社	
		法人卸売店	
		法人特約店	
有店舗特約 A	個人⇔法人	法人取扱店 A	
有店舗特約 B	個人⇔法人	法人取扱店 B	
特約 A	個人⇒法人&ランクアップ		
特約 B			
店舗登録			
愛用者特約			
愛用者登録			
一般			

第10条 個人情報の扱い

1. 販売代理店の個人情報は、個人情報保護法に基づき適切に管理され、代行システム利用時の個人認証に用いられます。
2. 販売代理店の個人情報は、当社、販売代理店の直接の上位店のほか、販売代理店より上の契約ランクにある販売代理店、全国販社が閲覧でき、販売代理店の依頼による本製品の購入や販促物の配送を行うことや、必要なサポート、請求処理、講習会案内等に用いることができます。
3. 警察、裁判所ほかこれに準じた権限を有する期間からの照会時、個人情報を開示することがあります。
4. 販売代理店は、活動を通じて知り得た販売先等の個人情報を、公知である場合あるいは当人の承諾ある場合を除き、第三者に開示せず適切に管理します。この内容は契約解除後も有効です。

第11条 店舗登録における連帯保証

店舗登録契約における契約者が店舗屋号を有し事業の営業実績があることを確認できる証明書の提出が困難等で証明ができないとき、上位店は、当該契約者が当社に対し負担する一切の債務につき極度額の範囲内において連帯保証することで契約の申込ができます。連帯保証の極度額や解除の条件等、連帯保証書に記載の内容を十分理解した上で活用ください。連帯保証書を活用する場合でも、契約者の免許証など身分を証明できるものは提出が必要です。

第12条 系列の変更

契約時に自動設定される、上位店、及び、属する全国販社を「系列」と言います。契約者が、自身の系列から他

の系列への移動を求める場合には合理的な理由が必要です。当社及び系列がこれを承認した場合、契約者は現契約を解約し新たに契約をしなおすことで系列を変更できます。契約者は自身の系列を、業務代行クラウドシステムにログインしたときに表示される情報、又は注文登録画面の右側に表示される階層情報にて確認できます。

第13条 規程内容の変更

当社は当規程を、事前に販売代理店に通知することなく変更することができます。変更にあたり、変更後の当規程の効力発生日の1ヶ月前に、当規程を変更する旨及び変更後の内容とその効力発生日を当社ウェブサイトに掲示し、各全国販社経由で案内します。

<https://www.kankyo-hozen.co.jp/contract/>

以上

2022年6月1日制定

2022年10月5日 更新

2022年11月15日 更新

2023年4月4日 更新

2023年10月2日 更新

2023年12月6日 更新